



2住監理第2-9号  
令和2年6月3日

一般社団法人  
日本補償コンサルタント協会 中部支部  
支部長 秋山 学 様

名古屋市住宅都市局長  
光安 達也

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は本市の事業につきまして格別の協力を賜り感謝申し上げます。

本市では、平成15年度に「名古屋市職員の倫理の保持に関する条例」を制定し、職員の綱紀の保持徹底に努めてきております。

当局といたしましても、同条例を遵守するとともに、市民の疑惑を招くことのないように強く指導しているところです。

つきましては、貴会におかれましてもこの趣旨をご理解いただき、今後とも適正な営業活動を推進されますようよろしくお願い申し上げます。

(住宅都市局 監理指導室)